

（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年10月16日

- 1 契約の名称及び数量
令和8年度県立香芝高等学校における施錠業務委託
※詳細は、別添仕様書のとおり
- 2 契約の相手方の選定基準
次に掲げる者であること
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
- 3 契約の相手方の決定方法
 - (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書（税抜きの1回あたりの単価）を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
 - (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
 - (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
 - (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。
- 4 見積書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先 奈良県立香芝高等学校
 - (2) 提出期限 令和8年10月27日 午後4時まで
 - (3) 提出方法 郵送（提出期限必着）もしくは持参
 - (4) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ ①の書類が添付されていない見積書
- 5 契約事務を担当する所属
奈良県立香芝高等学校
住所：奈良県香芝市真美ヶ丘5丁目1-53
電話：0745-76-6772
FAX：0745-78-5730
- 6 契約の解除等について
 - (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和8年度県立香芝高等学校における施錠業務委託

仕 様 書

1. 目 的

本仕様書は、奈良県立香芝高等学校（以下「発注者」という。）が、公益社団法人シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して委託する業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 履行期間

令和8年11月2日から令和9年3月31日まで。

3. 履行場所

奈良県香芝市真美ヶ丘5丁目1番53号 奈良県立香芝高等学校

- ① 建築面積 : 4,655.99 m²
- ② 敷地面積 : 44,678 m²

4. 委託業務内容

下記業務を教職員に代わって行う。

(1) 委託業務

主な業務内容は次のとおりとする。

校舎内（南館・北館・東館・西館）

- ・教室等、廊下及び階段の消灯並びに窓、扉の施錠
- ・教室の鍵等の返却確認
- ・昇降口、通用口等の施錠
- ・玄関の消灯、自動扉の停止及び施錠
- ・機械警備警報装置の警戒設定

敷地内

- ・正門の施錠

※実施場所及び確認事項等の詳細は、別に定めるものとする。

(2) 実施日・時間帯

実施日は、原則として閉校日を除く平日とする。

実施日及び実施時間帯については、各月を単位とし、発注者が作成する年度スケジュールをもとに、毎月、発注者とセンターが翌月の実施予定を確認・調整の上、決定するものとする。特別に時間帯を設定する日については、事前にセンターに連絡する。

実施時間帯は、学校行事、長期休業期間その他の学校運営上の事情を考慮し、原則として次のとおりとする。

- ・通常期間 19時00分～20時00分
- ・長期休業期間 17時00分～18時00分

(3) その他

- ・会員は、確認業務開始時に発注者に報告を行うものとする。また、業務中に異常を発見した場合は、速やかに発注者へ連絡するものとする。
- ・会員は、業務に使用する鍵を持ち帰らず、発注者が指定する場所から業務開始前に受け取り、業務終了後、速やかに所定の場所へ返却するものとする。
- ・業務に必要な備品等については、原則発注者が準備するものとし、その詳細は別途協議するものとする。その他、仕様書に定めのない物品が必要となった場合は、別途協議のうえ定める。
- ・欠員等により代替勤務者を確保できず、会員が業務の履行ができない場合は、センターまたは会員が速やかに発注者へ連絡するものとする。この場合、発注者が施錠業務を行い、センターは当該業務に係る費用を請求しないものとする。

- ・台風、災害等により当該地域に警報が発令された場合その他、自治体から高齢者等避難が発令された場合、業務実施会員は出勤せず、発注者が施錠業務を行うものとする。この場合、センターは当該業務に係る費用を請求しないものとする。
- ・感染症等により学校閉鎖となった場合、会員は出勤せず、発注者が施錠業務を行うものとする。この場合、センターは当該業務に係る費用を請求しないものとする。
- ・確定した業務日程について、発注者の事情により業務を中止する場合は、発注者は速やかにセンター又は会員へ連絡するものとする。ただし、前日又は当日に業務を中止せざるを得ない事情が生じた場合は、センターは、当該業務1回分の委託料を請求できるものとする。

5. 安全管理

センター及び会員は、労働安全衛生法をはじめ、関係法令を遵守のうえ、業務における事故防止に努めるとともに、発注者の管理運営に支障のないように業務を行うこと。

6. 危険負担

センター及び会員は、業務実施にあたりその責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。

7. 留意事項

- (1) 業務上知り得た個人情報等については、第三者に漏らさないこと。
- (2) 本委託業務の処理に関し事故が発生したときは、遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 業務について重大な変更が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) センターは、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定める。

8. 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者とセンターが協議の上で決定するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。